

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月10日
【会社名】	D A I K O X T E C H株式会社
【英訳名】	DAIKO XTECH, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松山 晃一郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区揚場町 2 番 1 号
【電話番号】	03(3266)8111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員コーポレート本部長 C F O 間渕 剛志
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町 2 番 1 号
【電話番号】	03(3266)8111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員コーポレート本部長 C F O 間渕 剛志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 364,953,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） D A I K O X T E C H株式会社 西日本支社 （大阪府大阪市中央区南本町一丁目 8 番14号） D A I K O X T E C H株式会社 中日本支社 （愛知県名古屋市中区錦一丁目 6 番 5 号） D A I K O X T E C H株式会社 東日本支社 （埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目122番地）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	356,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

（注）1 2026年8月10日開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	356,400株	364,953,600	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	356,400株	364,953,600	-

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,024	-	100株	2026年9月3日	-	2026年9月3日

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
D A I K O X T E C H株式会社	東京都新宿区揚場町2 - 1

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
りそな銀行 新都心営業部	東京都新宿区西新宿6 - 12 - 1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
364,953,600	285,000	364,668,600

（注）１ 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

２ 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書の作成費用であります。消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額364,668,600円につきましては、払込期日以降の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2026年８月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- （１）取得対象株式の種類 当社普通株式
- （２）取得し得る株式の総数 170,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合：1.34％）
- （３）株式の取得価格の総額 225,080,000円（上限）
（取得単価は2026年８月10日の終値にて買付けの委託を予定）
- （４）取得日 2026年８月12日
- （５）取得方法 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（2026年８月10日現在）

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）		
本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目８番１号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 安藤 裕史		
資本金	10,000百万円		
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
主たる出資者及びその出資比率	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	46.5％	
	日本生命保険相互会社	33.5％	
	明治安田生命保険相互会社	10.0％	
	農中信託銀行株式会社	10.0％	

b 提出者と割当予定先との間の関係（2026年８月10日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

従業員持株E S O P信託の内容

当社は、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を締結し、本信託を設定いたします。また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）といたします。

(1) 概要

本信託は、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「DAIKO XTECH従業員持株会」（以下「本持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする本信託を設定し、今後数年間にわたり本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、金融機関からの借入金により、当社からの第三者割当によって一括して取得いたします。その後、本信託は、当社株式を毎月一定日に本持株会に売却いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が金融機関に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社はその指図に従い議決権を行使します。

参考（本信託契約の概要）

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	本持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	本持株会加入者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2026年8月28日（予定）
信託の期間	2026年8月28日～2031年2月7日（予定）
議決権行使	受託者は、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

(2) 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

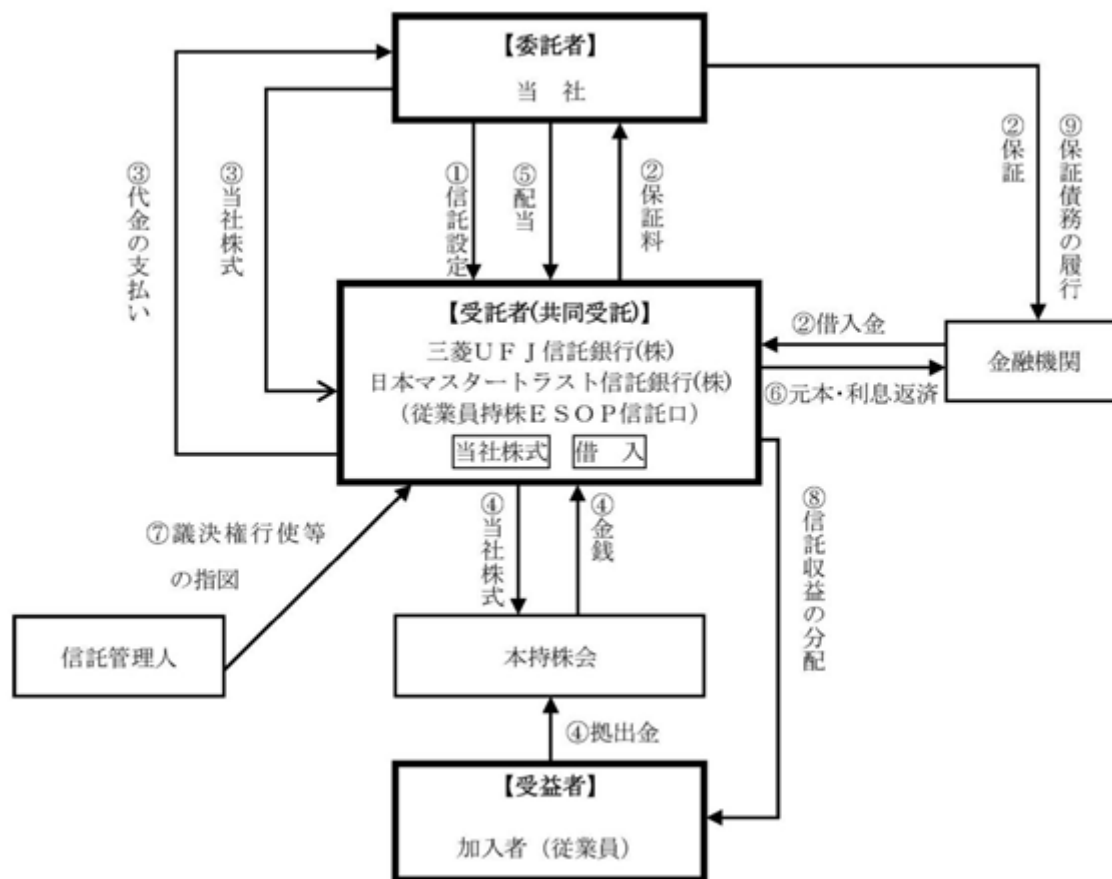
356,400株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。）

(3) 受益者の範囲

本信託の受益者となり得る者は、信託終了時に本持株会の会員であった者としてします。

ただし、受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

(4) 本信託の仕組み



当社は、本持株会に加入する受益者要件を充足する従業員を受益者とする本信託を設定いたします。

本信託は金融機関から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社が本信託の借入について保証を行い、本信託は当社に保証料を支払います。

本信託は上記の借入金をもって、信託期間内に本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得します。

本信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに本持株会に抛出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で本持株会に譲渡いたします。

本信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。

本信託は、本持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、金融機関からの借入金の元本・利息を返済いたします。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。

信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の抛割合合に応じて信託収益が金銭により分配されます。

信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記の保証に基づき、当社金融機関に対して一括して弁済いたします。

c 割当予定先の選定理由

当社は、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、本信託の導入を決議いたしました。

本信託の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との取引関係及びコスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、本信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した本信託契約に基づき、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

356,400株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口）は、本信託契約に従って、毎月、当社株式を本持株会に対し時価で売却するために保有するものです。

なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、本信託契約の受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が、借入金によって払込みを行う旨並びに割当てを受けた株式を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口）名義にする旨を、締結予定の本信託契約及び金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、本信託契約及び当該金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口）

借入人：従業員持株ＥＳＯＰ信託受託者 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

保証人：当社

貸付人：株式会社りそな銀行

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口）は、本信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使するなどの具体的信託事務を担当いたします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）が協議の上、選任するものとし、本信託においては、信託管理人１名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 井堂明子氏とします。

信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権の行使（以下「議決権行使」といいます。）を行うため、本信託契約の細則であるＥＳＯＰ運営規程に従って定められた議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、同社から「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針の提示を受け、当該基本方針を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約をしております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年8月7日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,024円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記払込金額につきましては、当社の監査役全員が、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の本持株会の年間買付実績等をもとに、信託期間中に本持株会が日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は2026年3月31日現在の発行済株式総数13,868,408株に対し2.57%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数126,442個に対する割合2.82%）となります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は、毎月一定日に本持株会に対し売却されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
富士通(株)	神奈川県川崎市中原区上小田中 4 - 1 - 1	1,866	14.76	1,866	14.36
(株)オービック	東京都中央区京橋 2 - 4 - 15	1,500	11.86	1,500	11.54
(株)ドッドウエル ビー・エム・エス	東京都中央区日本橋箱崎町19 - 21	637	5.04	637	4.90
D A I K O X T E C H従業員 持株会	東京都新宿区揚場町 2 - 1	601	4.76	601	4.63
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋 1 - 4 - 10	595	4.71	595	4.58
みずほリース(株)	東京都港区虎ノ門 2 - 2 - 3	517	4.09	517	3.98
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティ ブ・ブローカーズ証券株式会 社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH , CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 5)	343	2.72	343	2.65
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	180 MAIDEN LANE , NEWYORK , NEW YORK 10038 U.S.A. (東京都港区港南 2 - 15 - 1)	336	2.66	336	2.59
岩崎 泰次	静岡県静岡市駿河区	245	1.94	245	1.89
D A I K O X T E C H取引先 持株会	東京都新宿区揚場町 2 - 1	221	1.75	221	1.70
計	-	6,866	54.29	6,866	52.82

(注) １．2026年３月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

２．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第３位を四捨五入して、表示しております。

３．上記のほか、当社は、2026年８月10日開催の取締役会において、当社普通株式について、170,000株を上限として、2026年８月10日の終値で、2026年８月12日午前８時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行うことを決議しております。なお、当社保有の自己株式1,198,365株（2026年３月31日現在）は、割当後841,965株となります。ただし、2026年４月１日以降の単元未満株式の買取及び売渡等による株式分は含んでおりません。

４．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2026年３月31日現在の総議決権数（126,442個）に本自己株式処分により増加する総議決権数（3,564個）を加えた数で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第73期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年8月10日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日においても変更の必要はないと判断しています。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第73期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月10日）までに、以下の臨時報告書を2026年6月30日に関東財務局長に提出しています。

その内容は以下の通りです。

（2026年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2026年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

（2）決議事項の内容

第1号議案 剰余金配当の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額228,060,774円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、松山晃一郎、岡田憲児、関高志、間瀬剛志、岡田登志夫、滝川芳賢及び大山みのりを選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権・無効（個）	可決要件	決議の結果 賛成割合（％）
第1号議案	94,946	135	90	（注）1	可決（99.76％）
第2号議案				（注）2	
松山 晃一郎	91,440	3,731	0		可決（96.08％）
岡田 憲児	94,760	411	0		可決（99.57％）
関 高志	94,904	267	0		可決（99.72％）
間瀬 剛志	94,819	352	0		可決（99.63％）
岡田 登志夫	94,870	301	0		可決（99.68％）
滝川 芳賢	91,483	3,688	0		可決（96.12％）
大山 みのり	94,885	286	0		可決（99.70％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、棄権及び無効の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでいます。

有価証券報告書	事業年度 (第73期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月24日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としています。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月24日

DAIKO XTECH株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 忠津 正明
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているDAIKO XTECH株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DAIKO XTECH株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

D A I K O X T E C H株式会社における一定期間にわたり履行義務が充足される契約に関する収益の認識及び受注損失引当金の計上の基礎となるプロジェクト原価総額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
D A I K O X T E C H株式会社（以下、「会社」という。）は、ハードウェアの販売、ソフトウェアの企画、設計、開発、及び保守、並びにネットワーク工事の施工を行っている。 【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準及び（重要な会計上の見積り）（3）一定期間にわたり履行義務が充足される契約に関する収益の認識に記載のとおり、履行義務の充足における進捗度の見積りについては、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積原価総額に対する実際原価の割合に基づき、進捗度を測定している。 また（重要な会計上の見積り）（2）受注損失引当金の計上に記載のとおり、見積原価総額は、各受注契約の特性、遂行体制、納期、進捗状況等に基づき、作業内容や工数を主要な仮定として見積もっている。 当連結会計年度において、当該進捗度に基づいて認識した契約に係る収益の総額は5,488,971千円であり、当該契約に係る当連結会計年度末の契約資産の残高は967,517千円である。また、受注損失引当金の残高は、80,605千円である。これらの金額については、会社の計上額が大部分を占めている。 請負契約又は準委任契約のソフトウェア開発サービス及びネットワーク工事は個別性が強いいため、原価総額の見積りには、開発のために必要な工数や人員配置などについて、責任者による一定の仮定と判断が含まれている。また、着手後に新たに判明した事実や状況変化により、作業内容の変更や工数の見直しが必要となる場合もある。このため、進捗度の算定の基礎となる原価総額の見積りには不確実性が伴う。結果として、プロジェクト原価総額の見積りが受注金額を超過し、受注損失引当金の計上が必要となる場合がある。 以上より、当監査法人は、D A I K O X T E C H株式会社における一定期間にわたり履行義務が充足される契約に関する収益の認識及び受注損失引当金の計上の基礎となるプロジェクト原価総額の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、D A I K O X T E C H株式会社における一定期間にわたり履行義務が充足される契約に関する収益の認識及び受注損失引当金の計上の基礎となるプロジェクト原価総額の見積りの合理性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 プロジェクト原価総額の見積りに関連する以下の内部統制の整備・運用状況を評価した。 ・ プロジェクト原価総額の見積りの基礎となる工数見積り資料が作成され、必要な承認により信頼性を確保する統制 ・ プロジェクトの進捗状況や実際の原価の発生額、あるいは顧客からの仕様変更指示に応じて適時にプロジェクト原価総額の見積りの修正が行われる統制 （２）リスク評価手続及び実証手続 過去のプロジェクト原価総額の見積りと実績原価を比較することで、原価総額の見積りプロセスの精度を評価した。翌期に継続するプロジェクトのうち、予定開発期間の経過割合とインプット法に基づく進捗度との比較分析の結果や請負金額、開発期間及び損益等に照らして、原価総額の見積りの不確実性が高く重要と判断したものについて、以下の監査手続を実施した。 ・ プロジェクト工数の見積り資料について、契約書、注文書との整合性を検討した。 ・ 今後の作業工数について、責任者への質問や関連資料の閲覧等を行い、見積工数の合理性を検討した。 ・ 契約金額と予定開発期間について、得意先に対する確認等により正確性を確かめた。 ・ 人件費単価について算定資料の正確性を検討するとともに、外注単価について根拠資料を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、D A I K O X T E C H株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、D A I K O X T E C H株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- ２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月24日

D A I K O X T E C H株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 忠津 正明
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているD A I K O X T E C H株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D A I K O X T E C H株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

D A I K O X T E C H株式会社における一定期間にわたり履行義務が充足される契約に関する収益の認識及び受注損失引当金の計上の基礎となるプロジェクト原価総額の見積りの合理性
--

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（「D A I K O X T E C H株式会社における一定期間にわたり履行義務が充足される契約に関する収益の認識及び受注損失引当金の計上の基礎となるプロジェクト原価総額の見積りの合理性」）と同一内容であるため、記載を省略している。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。